

ドイツにおけるヘイトクライム

——実際の展開と傾向——

(元ギーセン大学学術助手)

マルティン・ザイファース

(立命館大学教授)

嘉 門 優〔訳〕

1 導 入

60年代から80年代のドイツでは、とりわけ、左派やエコロジー運動と、国家との間の争いとの関連で、政治的に動機づけられた犯罪が発生していたのに対し、90年代以降は、他者敵対的で、極右的な暴力が前面に登場してきた¹。

他者敵対的な暴力の増加は、1988年から1992年の間の、強制移住者や亡命希望者（主に、旧ソ連からの移民）の増加と一致していた²。強制移住者や亡命希望者と並んで、外国に出自を持つ者や、ホームレスや同性愛者といった少数派とされる人々も、極右的な暴力的となった（たとえば、ベトナム、モザンビーク、キューバのような「社会主義陣営内で同盟関係にある国々」からの旧ドイツ民主共和国の領域で、以前に、出稼ぎ労働、もしくは、契約労働をしていた者や、旧ドイツ連邦共和国において、トルコや南欧からやってきた同様の労働者）。

1994年以降、亡命を求める者の減少にともない、以上のような集団に対する攻撃も再び減少していく³。にもかかわらず、極右的で他者敵対的な

1 Periodischer Sicherheitsbericht, S. 262.

2 Periodischer Sicherheitsbericht, S. 262.

3 Periodischer Sicherheitsbericht, S. 262.

立場は、社会の一部において強化されていった⁴。

他者敵対的な犯罪の数は、相対的に高いレベルを維持しており、民衆煽動（刑法130条）やプロパガンダ活動（刑法86条、86条 a）のような古典的な犯罪が、いまだに、右翼的な思想に動機づけられた犯罪の大部分を形成している⁵。

「移民」問題は、現在（再び）ドイツが克服しなければならないもっとも大きなテーマであり、社会は挑戦を迫られている。市民の大多数が、連邦政府のとり道を支持し、多かれ少なかれ、開かれた「歓迎文化（Willkommenskultur）」に賛成を表明している一方で、少なからぬ数の市民が、人間敵対的な評価を示している⁶。

このようなドイツ社会内の分裂は、2014年の春以降、「西洋のイスラム化に反対する欧州愛国者（Pegida）」として、多数派の自身の特権と優位な立場を守るためにドレスデンを行進した、何千もの「憂慮する市民（besorgte Bürger）」の登場を通じて、その後、ドイツ全土で認識されるようになった⁷。

オープンに、また、まったくためらいもなく、亡命希望者、ムスリム、ジプシー、さらに外国人一般について、攻撃的、かつ、一般化されたステレオタイプが（オフライン、かつ、オンラインで）示され、広められた。さらに、EU やアメリカ、すべてを支配する資本主義や、同性愛を対等に扱う立場、あるいは、いわゆる「性に対する誤解（Genderwahn）」に対抗するスローガンが掲げられた。また、これらに代わって、多数派擁護的な単純な主張や、粗野な陰謀論が恣意的に用いられている状況にある。

4 Periodischer Sicherheitsbericht, S. 262. vgl. dazu *Decker/Kiess/Brähler*, Die Mitte im Umbruch, 24 ff.

5 Periodischer Sicherheitsbericht, S. 134.

6 これに関しては *Decker/Kiess/Brähler*, Die Mitte im Umbruch, 24 ff. も参照。

7 *Zick/Küpper*, Volkes Stimme? Rechtspopulistische Überzeugungen der Mitte, Aus Politik und Zeitgeschichte 40/2015, S. 9 (9). 参照。

このような動きが長く続くことによって、人間敵対的な煽動が、暴力肯定論を支え、極右的・右翼ポピュリズム的な環境の急進化にどのように至るのかが明らかになった⁸。

2014年にすでに、憲法裁判所は、極右に動機づけられた背景による暴力事案が、23,6パーセント増えており、全体で990件増加したことを確認しており、2人に1人の極右主義者が暴力傾向を持つと評価された⁹。同時に、2014年の難民施設に対する極右の犯罪の数は——圧倒的に器物損害とプロパガンダ犯罪——2013年と比べて3倍以上の170件だった¹⁰。

2015年の1月から12月まで、警察は全体で13,846件の、右翼系の政治的動機を有する犯罪（そのうち921件が暴力事犯）を統計に示した¹¹。さらに、連邦犯罪統計局は、全体で1,005件（器物損壊、プロパガンダ犯罪、放火）の難民施設に対する犯罪があったとした¹²。これまで、難民施設に対するすべての犯罪の5分の1が認知されたに過ぎない¹³。そのために、ザルツヘメンドルフ（Salzhemmendorf）の難民施設に対する放火事案のような判断は、いまだ非常にまれな類型である¹⁴。

今日まで、ほぼ毎日ドイツのどこかで、難民施設に対するデモが行われており、難民政策や、特に難民やその支持者に向けられた憎悪行為

8 *Zick/Küpper*, Volkes Stimme? Rechtspopulistische Überzeugungen der Mitte, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 40/2015, S. 9 (9).

9 これに関して <https://www.verfassungsschutz.de/embed/vsbericht-2014.pdf> 参照。

10 <https://www.mut-gegen-rechte-gewalt.de/news/meldung/rassistische-gewalt-gegen-fluechtlinge-nimmt-dramatisch-zu-2015-06>.

11 <https://www.tagesschau.de/inland/rechtsextremismus-gewalt-101.html>.

12 <http://www.spiegel.de/politik/deutschland/fluechtlingsheime-bundeskrimin-alamt-zaehlt-mehr-als-1000-attacken-a-1074448.html>; <https://www.tagesschau.de/inland/anriffe-fluechtlingsunterkuenfte-103.html>.

13 <http://www.zeit.de/politik/deutschland/2015-07/fluechtlinge-unterkunft-anschlag-aufklaerungsquote>.

14 <http://www.zeit.de/politik/2016-03/anschlag-salzhemmendorf-fluechtlings-heim-landgericht-hannover-urteil>.

(Hasstaten) がしばしば発生している¹⁵。

以上のような範囲にある憎悪と犯罪から、ヘイトクライムの問題の内容もそれほど離れているわけではない。以下、本報告ではヘイトクライムというテーマ、さらに、ドイツの現在の状況について、簡単に概観していきたいと思う。

最初に、近年のドイツの歴史を振り返ることにより、ヘイトクライムという課題が現在のドイツにおいてどのように見出され、どのように展開するのかという問題を追究することにした。その関連で、ヘイトクライムがドイツ刑法学において、どのような役割を有しているのかについても概観したい。さらに、さまざまな定義づけについて、より詳細に示そうと思う。

ヘイトクライムの構築の政治や司法における努力は、さまざまになされてきたが、必ずしも実り多いものではなかった。この点に関する例として、いくつかの立法提案と運動を紹介する。それによって、ヘイトクライムの行く末を、公的な議論や政策の手がかりとしてもらえればと思う。

2 歴 史

ドイツの（法政策的）議論においても、以前にも増して、上記のような犯罪の適切な扱いに関する疑問が提起されてきた。このような議論は、アングロアメリカ地域ではすでに、1980年代初期から、ヘイトクライムという概念の下で、刑法と憲法上の議論において、しばしば主張の鋭く対立する問題として発展していた¹⁶。

ヘイトクライムの問題は、ドイツでは今世紀のはじめに登場し、初めて

15 Zick/Küpper, Volkes Stimme? Rechtspopulistische Überzeugungen der Mitte, Aus Politik und Zeitgeschichte 40/2015, S. 9 (9).

16 *Timm*, Juristische Rundschau 2014, 141 (141).

学問的に扱われることとなった。シュナイダー (Schneider) —— 以前、ミュンスター大学犯罪学の教授ならびに犯罪学研究所所長だった人物——が、ヘイトクライムという用語を用いて1990年代半ばにすでに研究を行っていた¹⁷。専門誌における、このテーマや、犯罪学的には、2001年の彼の論文によって、「政治犯罪：憎悪犯罪 (Hassverbrechen)」と名づけられた¹⁸。そこで、彼は、「新たな」犯罪学的犯罪カテゴリーの頻度、現象形態、認知件数、予防、コントロールについて、国際的比較を踏まえて展望を示した。それらの研究の重点は、他者敵対性といわゆる政治犯罪におかれていた。さらに、彼は、2003年にも憎悪犯罪 (Hassverbrechen) —— Hasskriminalität は、新たな犯罪学上の犯罪カテゴリーである——の理論的な概念、原因、現象形態にその焦点を当てている¹⁹。この関係で、彼およびその他の研究者は、憎悪犯罪は、早期の幼少時代から、その成長を予防する手段によって対抗されなければならないと主張していた。なぜなら、認知社会的な習得・相互作用プロセスにおける最も重要な成立原因がその時期に存在するからである²⁰。

シュナイダーによれば、憎悪犯罪 (*Hate-Crime*) あるいは、偏見犯罪 (*Bias-Crimes*) という概念は、より大きな社会的・システムの関連の中の、他者敵対性、反ユダヤ主義、右翼急進主義のような現象をまとめたものだという²¹。概括的な文脈において、シュナイダーは、このような新たな犯罪カテゴリーの原因は、以下のようにさまざまであるとしている。冷戦終結とソ連邦の解体によって、倫理的な闘争に対する抑制がなくなった。さまざまな市民グループの間の憎悪は、広い範囲の世界的な現象となった。20世紀末に始まる世界の多くの地域での移民の動きの増加を通じ

17 Coester, S. 345 が1994年にシュナイダーに言及している。

18 Schneider, Kriminalistik 2001, S. 21 ff.

19 Schneider, Juristenzeitung 2003, 497 ff.

20 Schneider, Juristenzeitung 2003, 497 (497).

21 Schneider, Juristenzeitung 2003, 497 (497).

て、倫理社会が、異質・異種な倫理・宗教・人種によって多元的になったのである。これによって、この種の集団闘争が多くの多元国家において増大したのである。人種的、宗教的、倫理的な多数派が、20世紀の間に、公民権運動、女性運動、被害者運動を通じて力を持っていた。また、下層に置かれた、無力な市民グループの被害を知らせないようにさせる圧力は減少した。それにより、市民は、暴力や盲目的で狂信的な憎悪や、偏見に対してより神経質になっていった。社会において、感情や配慮がより失われていったことによって、インターネットにおける憎悪のイデオロギーや憎悪プロパガンダが増大した。そして、より多くの憎悪集団やカルト的なイデオロギーを有する集団が世界の各地に現れた²²。にもかかわらず、シュナイダーの見解に基づく、移民、ヨーロッパ化、グローバル化に基づく憎悪犯罪や偏見犯罪の概念は、先の将来により特別な意義を有していた。なぜなら、移民によって、社会がより多様で、多種になり、この多様性に基づいてこれらの闘争が増加していくからである²³。

ドイツ刑法には、もともと、暴力犯罪について、人種に関する、あるいは他者敵対的な動機を考慮した、特別で明確な規制ルールはなかった。

フロンメルは——その見解によれば、他者敵対的な身体傷害は、公的な平穏を阻害する人的グループの軽視でもある。——、ドイツ刑法130条の民衆煽動罪は、憎悪のそそのかしとして、あるいは、悪意ある侮蔑行為による、人間の尊厳に対する攻撃としての暴力犯罪をも含んでいると主張したのだが、これを貫徹することはできなかった²⁴。ドイツ刑法224条 a 「下劣な動機による身体傷害」を利用するという提案も十分に支持者を集めることはできなかった²⁵。

22 *Schneider*, *Kriminalistik* 2001, S. 21 (22).

23 *Schneider*, *Juristenzeitung* 2003, 497 (498).

24 *Tolmein*, *Zeitschrift für Rechtspolitik* 2001, 315 (315 ff.) mit Verweis auf Frommel, *KJ* 1994, 323 (336).

25 Vgl. dazu *Scheffler*, *NJ* 2001, 13 ff.

しかし、暴力行為の中に現れた、人種的、あるいは他者敵対的な動機をドイツ刑法46条（量刑の原則）によって考慮することは可能であった。刑法46条の旧規定は以下のとおりである。

刑法第46条〔量刑の一般原則〕

- (1) 行為者の責任は、刑の量定の基礎である。刑が、社会における行為者の将来の生活に与えると期待しうる効果を考慮するものとする。
- (2) 刑の量定に当たり、裁判所は、行為者にとって有利な事情および不利な事情を相互に比較衡量する。その際に、特に

行為者の動機および目的

行為にあらわれた心情および行為の際に向けられた意思

義務違反の程度

行為の遂行態様および有責な行為結果

行為者の前歴、人的関係および経済状態、ならびに

犯行後の行為者の態度、特に、損害を回復するための努力、および、被害者との和解を達成するための行為者の努力

を考慮する。

- (3) すでに法定構成要件の要素となっている事情を考慮してはならない。

3 ドイツ刑法学におけるヘイトクライム

ドイツにおける、このテーマについての学問上の包括的な取り組みは、とりわけ、1990年代と今世紀における過度の極右的な暴行の観点でなされてきた。専門誌における諸論文では、しばしば、犯罪学的な手がかりが追究され、そして、この新たな犯罪学上の犯罪カテゴリーの頻度、現象形態、解明の手がかり、予防、コントロールについて、国際的な観点から展望が示された。執筆者は、ヘイトクライムを憎悪犯罪（Hasskriminalität；Hassverbrechen）あるいは偏見犯罪（Vorurteilskriminalität）と訳した。

この「新たな」犯罪カテゴリーは、最終的に、2002年にシュルツ（「エアフルトの殺人狂、自爆テロ、その他の憎悪犯罪」）²⁶によって、2004年にフルグラーベ（「憎悪犯罪」）²⁷によって犯罪学的な観点から詳細化された。

2007年には、主席検事であるビットマン²⁸が発言を求め、実務家としてブランデンブルグ州とザクセンアンハルト州の共同の刑法改正法案に意見を述べた（「ヘイトクライム：心情刑法か、法秩序の不可欠の擁護か」）。

ティムの2014年の論文では、刑法改正法案に関する立場が示された——「量刑の特別事情としての人間を軽視する行為動機の採用（憎悪犯罪を例とした、刑罰加重根拠としての行為動悸と心情）²⁹——。これとの関連で、本論文では、人種差別的、他者敵対的、あるいは、人間を軽視するような動機をもった暴力行為による挑戦に対して、現行刑法の規定では対応し得ないということを指摘した³⁰。

21世紀を迎える頃には、初期の若手研究者たちもこのテーマに貢献した。

ゼーハーファーは、ドイツ連邦共和国において、極右的／他者敵対的な暴力行為に対して、刑法手段によってどの程度対応されるべきなのか、そして、アメリカのヘイトクライムの概念をドイツの法システムに導入しうるのかという問題について、2003年から研究を行ってきた³¹。最近のドイツの歴史と、司法の側の確信犯（Gesinnungstäter）の扱い方という観点についての短い解説の後、著者から、象徴的な理由から、この素材の新たな規制が必要かどうか、という問題が投げかけられた。この問題に答える

26 Schulz, Kriminologie 2002, S. 429 ff.

27 Füllgrube, Kriminalistik 2004, S. 391 ff.

28 Bittmann, Deutsche Richterzeitung 2007, S. 323 ff.

29 Timm, Juristische Rundschau 2014, S. 141 ff.

30 Timm, Juristische Rundschau 2014, S. 141 (148).

31 Seehafer, Strafrechtliche Reaktionen auf rechtsextremistisch/fremdenfeindlich motivierte Gewalttaten – Das amerikanische „hate crime“ Konzept und seine Übertragbarkeit auf das deutsche Rechtssystem.

ために、著者は、アメリカといくつかの選択されたヨーロッパの国々における標準的な規制を示した。

バルドゥスは、2003年に公刊された彼の博士論文において別の道を提案した³²。彼は、その論文の中で、ヘイトクライムについての短い概観の後に、誰がアメリカ合衆国における標準的な立法の提案者だったのか、どの形式を立法が受容したのかについて問題を提起した。その関連で、彼は、これに関連する法律とともに生じる憲法上の問題について簡潔に概観する。論文の最後では、立法からの帰結と、これを、第三帝国における安楽死の観点で、刑法211条と関連づけている。

参照する価値があるものとして、この関連では、アイディンによって、ドイツとアメリカにおける、2006年以降の刑法による憎悪犯罪の対策に関する、広く参照された検討も挙げることができる³³。この研究の内容は、他者敵対性に対する刑法的な対策の正当化と限界を追究する試みである。この目的を達成するために、著者は、他者敵対性との、両システムの犯罪学的、刑法理論的、そして、憲法的な関係について比較している。そこで目指された目的は、特に、ドイツ刑法130条の民衆扇動罪の規定と、ヘイトスピーチとヘイトクライムという総ての問題との関連でのアメリカ法の分析の観点によって追究されている。

2007年に教育学者のケェスターが広範囲に及ぶ博士論文を執筆し、基準を示した³⁴。彼の研究は、アメリカのヘイトクライムの概念の発生と展開と法的な分類によって、犯罪学的・社会学的な観点からの詳細な学問的分析に取り組んでいる。その際、彼は、ヘイトクライムを極右主義の概念と

32 *Baldus*, Hate Crime: Gesetze zur effektiven Bekämpfung von Rechtsextremismus und Fremdenfeindlichkeit in Deutschland?.

33 *Aydin*, Die strafrechtliche Bekämpfung von Hassdelikten in Deutschland und in den Vereinigten Staaten von Amerika.

34 *Coester*, Hate Crimes – Das Konzept der Hate Crimes aus den USA unter besonderer Berücksichtigung des Rechtsextremismus in Deutschland.

対置し、ドイツにおいてもヘイトクライムの概念が有益となるかどうか、なるとすれば、どのようになりうるのか明らかにすることを試みている。著者は、犯罪学的な比較、もしくは、比較法という方法論を選択し、両概念のさまざまな面を分析している。最後に、彼は、両概念を実際の状態にしたがって対置し、一方から他方の社会へと適切な概念を導入することが、どのように達成しうるのかということを示している。

これに対して、クルプナーの2009年の研究は、ヘイトクライム概念をドイツにとって重要な観点だとみなすことに役立ってきた³⁵。彼の目的設定に基づいて、彼は、研究によって追及したいとする、本質的な3つの関心を示した。彼にとって優先されるべき問題は、犯罪学的に絡み合ったテーマについての断固たる検討であった。その関連で、彼は、最終的により厳しい刑罰の刑事政策的な要求と、それについての刑事実務の立場からの同意を求めるために、可能性のある刑法上の制裁可能性を分析する。

最後に紹介するのが、2014年に、シャヴァースによる、ドイツとアメリカにおけるいわゆるヘイトクライムの刑法による対策についての比較法的な分析を行った博士論文である³⁶。彼女はその論文において、ドイツでも、ヘイトクライムを処罰する必要性が存在するのか、また、この犯罪形式は刑法典に明確に犯罪構成要件として規定されるべきなのかどうかという問題を扱う、実際上の議論に貢献しようとした。その際、彼女は、機能的法比較という方法で、ドイツとアメリカのヘイトクライムの現在の刑法上の取扱からありうべき可能性を追究することにより、新たな、これまでにはなかった観点から、問題の解決に寄与した。

以上のように、学説を探し出して見ると、ヘイトクライム、もしくは、憎悪犯罪のグループに主に焦点が向けられた文献はあまり公表されていないことが確認される。さらに、論者は、しばしば、犯罪学的・社会学的な

35 *Krupna*, Konzept der Hate Crimes in Deutschland, S. 6.

36 *Shavers*, Criminal Law Dealing with Hate Crimes.

観点から、この複雑にからみあったテーマに接近しようとしている。そして、これらのほとんどの研究の重点を、アメリカにおけるヘイトクライムの立場が形成している。さらに、特筆すべきは、ほとんどすべての研究が、他者敵対性と極右主義とを結びつけて問題を扱っているということである。

さらに、論文の形式で書かれた学問的な諸論文も、上記の詳細なモノグラフと同様の方法を採用している。これらにおいても、「重点」は、主にヘイトクライムの問題が他者敵対性と結びつけて性格づけられているのである。さらに、著者らは、しばしばヘイトクライムの概念と、アメリカでのその位置づけを扱っている。ときどき、人道にそむく犯罪について触れ、国際法と結びづけられることもある。論者によっては、国家に特有の例を示しつつ、ヘイトクライムのヨーロッパ的な側面が示されることもある。

さらに、何人かの論者は、理論的な概念、原因、さらに現象形態に焦点を合わせている。ただし、常に、研究の重点は、他者敵対性や政治的犯罪に置かれてきたのである。

4 ドイツにおける定義づけの試み

ヘイトクライムを一義的に定義づけすることは、アメリカと同様、ドイツでもできていない。

シュナイダーは、憎悪犯罪へのアプローチを選択し、ライド、³⁷コンクリン³⁸またはライスとロス³⁹による説明に準拠してこれを定義づけた。すなわち、人に対して、あるいは物に対して、その人の、あるいは、物の所有者の人種、宗教、民族的属性、性別、政治的・性的立場、年齢、精神的・

37 S.T. Reid, *Crime and Criminology*, 188 ff.

38 J.E. Conklin, *Criminology*, 135 f.

39 A.J. Reiss/J.A. Roth, *Understanding and Preventing Violence*, 77 f.

身体的障害にのみもとづいた、ないしは、それらを主たる理由とした暴力犯罪と定義づけた⁴⁰。彼は、ヘイトクライムを被害者の人権、ならびに、憲法上の権利に対する攻撃とみなした。さらに、身体的な暴力の前に、多くの場合、精神的暴力と口頭での攻撃が先行すると述べた⁴¹。同時に、憎悪犯罪は、メッセージ犯罪でもあり、なぜなら、直接的な被害者は重大なトラウマを受けるだけではなく、被害のシグナル (Schädigungs-Signale) を共同で被害を受けた者、友人、家族の構成員、被害者グループ (憎悪の対象とされる少数派)、法治国家、多元社会に送ることをも意味する⁴²。彼は、憎悪犯罪を、法律的な文脈としてだけではなく、犯罪学上の新たな犯罪カテゴリーとしても理解していた⁴³。

これに対し、ケストラーは、彼の焦点を偏見へと向け、全体の定義から事実上、感情的なメルクマールを排除し、特定の市民集団に対して軽視する態度と偏見によってなされる、社会心理学的なグループ化プロセスを含むものとした。そのため、彼は、1990年代初頭のアメリカにおいて導入された類似の概念である、「格差犯罪 (Bias Crime)」を、適当な用語とみなした⁴⁴。アメリカにおける様々な定義の手掛かりと関連づけて、ケストラーは、ヘイトクライムという概念がたいていの刑法上重要な行為を把握することができるような、包括的な概念を発展させた。その概念に、当該人格とその所有の特性にもとづいて、ためらい、威嚇、身体的・精神的暴行によって被害者となることを含むこととした。そこでは、行為者は、被害者の全社会グループに関係する特定のメルクマール (人種、生まれ、

40 *Schneider*, Kriminalistik 2001, 21 (22); *Schneider*, Kriminologie für das 21. Jahrhundert, 24.

41 *Schneider*, Kriminalistik 2001, 21 (22).

42 *Schneider*, Juristenzeitung 2003, 497 (498).

43 *Schneider*, Kriminalistik 2001, 21 (22).

44 *Coester*, Hate Crimes – Das Konzept der Hate Crimes aus den USA unter besonderer Berücksichtigung des Rechtsextremismus in Deutschland 21.

国籍、宗教、性的な志向、年齢、性別、身体的かつ／あるいは精神的な障害）に対する偏見に、部分的に、ないしは、完全に影響を受けているとされる。その被害は、直接的な被害者に向けられるだけではなく、被害者グループのアイデンティティを攻撃し、それによって、民主主義的な社会の基盤を攻撃し、萎縮させるようなメッセージを発信しようとしたというのである⁴⁵。

これに対してクルプナーは、中間的な方向性を模索し、憎悪犯罪と偏見犯罪の間の中間的概念を創り出し、犯罪形態を「偏見にもとづく憎悪行為」と定義づけた⁴⁶。その際、彼は、この偏見に基づく憎悪行為という概念によって、——たとえば、人格的メルクマール、性質、生活態様のような社会グループの間での現実的、あるいは、虚像として認識される区別や表現と関連した、差別的な偏見に直接的、あるいは間接的に帰される——人や物に対する身体的かつ／あるいは精神的な類型の目的志向的な犯罪を理解している⁴⁷。

連邦法務省の諮問に依って、「犯罪予防のためのドイツフォーラム (DFK)」によって、2001年から2004年の間に、「集団に所属する者に対する暴力の初期の予防——特に、若い人々」というプロジェクトが行われた⁴⁸。このプロジェクトの対象は、憎悪犯罪、つまり、参加者の見解によれば、偏見にもとづく暴力犯罪であった。DFK のプロジェクトの説明によれば、憎悪犯罪は、シュナイダーと国際的に認められた定義を参考にして、「人に対して、あるいは物に対して、その人の、あるいは、物の所有者・占有者の人種、宗教、民族的属性、性別、政治的・性的立場、年齢、

45 Coester, Hate Crimes – Das Konzept der Hate Crimes aus den USA unter besonderer Berücksichtigung des Rechtsextremismus in Deutschland, 27.

46 Krupna, Das Konzept der Hate Crimes in Deutschland, 53 ff.

47 Krupna, 53.

48 http://www.bmjbv.de/DE/Service/Fachpublikationen/Projektergebnisse_zur_Praevention_von_Hasskriminalitaet_vorgestellt_doc.html.

精神的・身体的障害にのみもとづいた、ないしは主たる理由として向けられた暴力犯罪」と定義づけた⁴⁹。

連邦憲法擁護庁の場合、伝統的に「政治的に動機づけられた犯罪 (PMK)」が中心に置かれているにもかかわらず、いわゆる「憎悪犯罪」は、連邦憲法擁護庁の最新の報告書においても言及がみられる。そこでは、憎悪犯罪とは、「政治的な立場、国籍、民族的属性、人種、肌の色、宗教、世界観、出自、あるいは、その外見、障害、性的な志向、社会的地位にもとづいて、人に対して向けられた犯罪」と理解されている。さらに、直接的に人に向けられたものではないが、上記の犯罪との関連で、公共的な機関や物に行使される行為も含まれるとされる⁵⁰。

連邦政府は、犯罪の事情や行為者の態度が、政治的な立場、国籍、民族的属性、人種、肌の色、宗教、世界観、出自、あるいは、その外見、障害、性的な志向、社会的地位にもとづいて、人に向けられている場合、政治的に動機づけられた犯罪を「憎悪犯罪」というテーマ領域に含めている⁵¹。行為が、直接人に向けられておらず、上述のような関連で、公共的な機関や物に行使される行為も含まれるとされる⁵²。

49 Bannenberg in: DFK Arbeitsgruppe: Primäre Prävention von Gewalt gegen Gruppenangehörige – insbesondere: junge Menschen – Materialsammlung: Hasskriminalität: Ein Überblick aus kriminologischer Sicht, 4.

50 Bundesministerium des Inneren (Hrsg.): Verfassungsschutzbericht 2014, 23.

51 Deutscher Bundestag, Drucksache 16/13035, 1.

52 Deutscher Bundestag, Drucksache 16/13035, 1.

5 ヘイトクライム立法化への諸段階

——2000年のメクレンブルク＝フォアポメルン州及び
ブランデンブルク州共同法案——

立法のレベルでのヘイトクライム問題創設の一步を、メクレンブルク＝フォアポメルン州⁵³とブランデンブルク州⁵⁴の立法草案が踏み出した。それは、2000年代後半に、連邦参議院に出され、様々な解決提案を示していたものであった。人種的に動機づけられた犯罪の特別な不法内容は、それぞれの司法大臣に、訴追がふさわしい刑法違反により適切に対応することを可能にする立法草案を提案する動機を与えた⁵⁵。ブランデンブルク州は、「過激な暴力犯罪とその他の過激な可罰的行為に対するより適切な対策のための立法草案」を提出した。これは、1994年の犯罪対策法の流れで理解できるものである。すなわち、224条 a（下劣な動機に基づく身体傷害）、5 条（国内法益に対する国外犯）の適用範囲を、86条、86条 a（憲法違反の組織のプロパガンダの流布、憲法違反の組織の象徴物の使用）、さらには、130条（民衆扇動）に拡大するという新たな犯罪構成要件の創設と並んで、とくに、未決拘留のための新たな根拠や、電話盗聴の可能性の拡大が提案された⁵⁶。

224条 a の構成要件が、憎悪と下劣な動機に向けられることとなった。そのため、同条第 1 項は以下のように規定している。「市民の一部に対する、あるいは、国家的、人種的、宗教的、もしくは、その民族性によって決定されたグループに対する憎悪から、または、下劣な動機から身体傷害を行った者は、1 年以上10年以下の自由刑に処する」。

53 Vgl. Deutscher Bundesrat, Drucksache 759/00.

54 Vgl. Deutscher Bundesrat, Drucksache 759/00.

55 Tolmein, Zeitschrift für Rechtspolitik 2001, 315 (315 ff.).

56 Tolmein, Zeitschrift für Rechtspolitik 2001, 315 (315 ff.).

これに対して、メクレンブルク＝フォアポメルン州は、「人間の尊厳の刑法的保護の改善のための法律」によって、すでにその文言から見ても、上記とは異なる方向性が追求されていることを示す草案が提案された⁵⁷。その意図の中核には、ドイツ刑法46条2項2文に後段に第4の文言を挿入するものがあった。それによれば、「行為が憎悪やその他の下劣な動機によって、市民の一部、あるいは、国家的、人種的、宗教的、もしくは、その民族性によって決定されたグループに対してなされたという事情」が、量刑上特に考慮されるべき事情とされていた。さらに、ドイツ刑法47条と56条は、上記の新たな2文目後段の第4の文言の意味で動機づけられた犯罪は、短期自由刑を科すための根拠ともなりうるものであり、刑の執行猶予を排除すると規定された。さらに、草案は、刑法典と少年法の主たる制裁として運転禁止の導入を提案し、刑事訴訟法418条1項における最大6週間の期限を決めることによって、手続の早期化に関する規定を設けていた。しかし、両立法提案ともに必要な賛同を得ることができなかった。

その後も、人種や他者敵対的な犯罪に焦点を向け、刑法典の改正を目指す努力が各州においてなされている。しかし、ここでも期待された結果を得ることはできなかった。

(1) 集団に所属する者に対する暴力の初期の予防——特に若い人々

2001年の8月、連邦法務省は、犯罪予防のためのドイツフォーラム財団(DFK)に対して、ヘイトクライムの概念を、ドイツの状況のためのワーキンググループで議論し、ここでは特に予防の観点を強く考慮することを申し入れた⁵⁸。

57 *Tolmein*, Zeitschrift für Rechtspolitik 2001, 315 (315 ff.).

58 http://www.kriminalpraevention.de/files/DFK/dfk-publikationen/2003_endbericht_arbeitsgruppe.pdf.

このプロジェクトを委嘱された専門家集団は、ロェスナー（マールブルクの法学者で犯罪学者）を中心とした、「集団に所属する者に対する暴力の初期の予防——特に若い人々」であり、2005年まで犯罪予防のためのドイツフォーラムと共同研究を行い、ヘイトクライムをドイツとの関係で研究し、テーマ化のための最初の包括的な手がかりを提供した⁵⁹。問題領域の分析の総括と、とくに、初期の予防についての考察によって、ドイツにおけるテーマ化が最初に体系的に行われ、それによって、犯罪政策的な議論を生み出し、有効な対抗戦略を発展させた⁶⁰。

このプロジェクトによって、長い間、ドイツの公衆を不安にさせてきた極右的で他者敵対的な暴力行為のような現象を、国際的視野に立って、理論的・刑事政策的に関連付けるような考慮がなされた⁶¹。「集団に所属する者に対する暴力の初期の予防——特に若い人々」というプロジェクトタイトルは、このような研究対象の拡大に焦点が向けられたものである。すなわち、憎悪にさらされるグループ——外国人、同性愛者、障がい者等——は、その象徴的な地位と、行為者によって他者と位置づけられる社会的グループへの属性にもとづいて被害者になる。そして、その標準的な犯罪は、具体的な犯罪であることを超えて、すべてのグループ構成員を委縮させるメッセージを含んでいる⁶²。

ワーキンググループの主たる目的は、犯罪予防のためのドイツフォーラム事務局に対する、グループ構成員に対する暴力の初期の予防のための助言であり、政策と実務のためにかなり具体的な行動提案が示されていた。

59 Coester, Hate Crimes – Das Konzept der Hate Crimes aus den USA unter besonderer Berücksichtigung des Rechtsextremismus in Deutschland, 345.

60 DFK Arbeitsgruppe: Primäre Prävention von Gewalt gegen Gruppenangehörige – insbesondere: junge Menschen – Endbericht 9 f.

61 http://www.kriminalpraevention.de/files/DFK/dfk-publikationen/2003_endbericht_arbeitsgruppe.pdf.

62 http://www.kriminalpraevention.de/files/DFK/dfk-publikationen/2003_endbericht_arbeitsgruppe.pdf.

さらに、その成果には、犯罪学的な資料、心理学的な鑑定、ボンにおける2002年12月2日に行われた「ドイツにおける憎悪犯罪の初期の予防」と題したワークショップ、2003年3月7日に行われた国際シンポ（グループ構成員に対する暴力の初期の予防：憎悪犯罪の予防のための予防戦略による国内的、国際的な知見）、さらに、多くの専門家の提案や公刊物が含まれている。

（2）研究プロジェクト「グループに属する人間に対する敵対性」

さらに、2002年4月1日から2012年3月31日に、「グループに属する人間に対する敵対性：原因、現象学、帰結」というタイトルで、ビールフェルト大学の紛争・暴力学際研究所の主催で学際的な研究プロジェクトが開催された⁶³。

研究プロジェクトの目的は、ドイツ連邦共和国の市民における人間敵対的な立場（人種差別、反ユダヤ主義、他者敵対性、ホームレスや障がいを持つ人に対する蔑視、同性愛嫌悪、反イスラム主義、性差別、長期にわたる失業者への蔑視、亡命希望者への蔑視、ジプシーへの蔑視）の徴候の程度と展開を、時系列の中で（毎年のアンケートによって）分析し、社会心理学的、社会学的な概念にもとづいて明らかにすることであった。

参加した研究者は、学問的な重要性と並んで、特に社会政策的な意義を前面に押し出した。なぜなら、人間敵対的な立場は、その基盤にある不公平性のイデオロギーと、この社会の主たる価値原則、すなわち、人間の前提とする平等性と対立し、少数者や弱者に対する暴力の正当化促進するものだからである。この研究プロジェクトでは、ヘイトクライムの概念はある重要な役割を内在しているとされた。

63 http://www.uni-bielefeld.de/ikg/projekte/GMF_Survey.html.

(3) 2012年の立法イニシアティブ

——量刑の特別事情としての人間を軽視する行為動機の是認——

2012年の2月に、連邦参議院で、刑法改正法案が可決された（量刑の特別事情としての人間を軽視する行為動機の是認）⁶⁴。この改正は、人種差別的、他者敵対的、あるいはそのほかの人間を軽視する動機で行為した者をより重く処罰することを可能にした。行為者の憎悪により導出された動機は、現状の、原則的に十分とみなされている法定刑の範囲内で、個々の事案に適切な制裁を科すために、量刑の際にこれまでよりより厳しく考慮されることとなった。連邦参議院は、社会は、適切な暴力行為——しばしば、最も弱い構成員に向けられる——を甘受する用意がないという明確なメッセージを刑法が発しなければならないという見解をもっていた。これに対して、「憎悪犯罪」という独自の犯罪構成要件は、考慮されなかった。立法草案は、人間を軽視する、特に人種差別的で他者敵対的な行為者の動機と目的をドイツ刑法46条2項の事情として認め、量刑の枠内で厳罰化することを提案した。立法草案は、連邦議会で2012年の10月に、CDU/CSU連合会派と自由民主党会派によって否決された⁶⁵。

(4) 2014年の立法イニシアティブ

——ドイツ連邦議会の国家社会主義的な組織の検討委員会の提言による転換のための法案——

わずか2年後、2014年の8月に、大連合の連邦政府内閣が、以下のよう
な独自のタイトルによる憎悪犯罪に対する法案を可決した⁶⁶。：「ドイツ

64 Vgl. dazu <http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/17/093/1709345.pdf>.

65 Vgl. <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP17/416/41670.html>.

66 Vgl. dazu BT-Drs. 18/3007, 1 ff.

連邦議会の国家社会主義的な組織の検討委員会の提言による転換のための法案」である。⁶⁷

2011年に国家社会主義統一党（NSU）が有名になったのち、この右翼テロリスト的な集団化は、約14年の期間を超えて、連邦、州における安全保障機関に発覚することなく、重大な犯罪実行を達成してきていたことが明らかとなった⁶⁸。関連する連邦憲法擁護庁、危険予防機関、そして、刑事訴追機関のあらゆる怠慢が考察されたことにより、訴追の領域における本質的な批判点として、重大な行為の捜査が、警察でも、司法のレベルでも中央で実施されなかったということが明らかになった⁶⁹。ドイツ連邦議会の NSU 検討委員会は、その最終報告において、会派を超えて、刑事訴追の領域でも修正と改革が緊急に必要であるという結論に至った⁷⁰。

連邦検事総長（Generalbundesanwalt）の管轄にかかわる、連邦憲法裁判所の多くの改正と並んで、ドイツ連邦議会の NSU 検討委員会の、司法の領域に関する具体的な提言を超えて、草案は明確なルールを提案した。その草案によれば、人種差別的、他者敵対的、あるいはそのほかの人間を軽視する動機や目的は、量刑上考慮されるべきというものであった。量刑上のこの動機の意義の明確化に加えて、検察官は、早い段階で、法的効果の決定にとって重要な動機の捜査を対象としなければならないということが強調された⁷¹。法律は、最終的に2015年1月に施行され、ドイツ刑法46条2項2文に、「行為者の目的」という文言、「特に人種差別的、他者敵対的、あるいはそのほかの人間を軽視する」という文言が加えられた⁷²。

67 Zum NSU-Untersuchungsausschuss vgl. <https://www.bpb.de/politik/extremismus/rechtsextremismus/172857/der-nsu-untersuchungsausschuss>.

68 Deutscher Bundestag, Drucksache 18/3007, 1.

69 Deutscher Bundestag, Drucksache 18/3007, 1.

70 Deutscher Bundestag, Drucksache 17/14600, 861 ff.

71 Deutscher Bundestag, Drucksache 18/3007, 1 f.

72 Bundesgesetzblatt, Jahrgang 2015 Teil I Nr. 23, 925.

ドイツ刑法46条は以下のとおりである。

46条 量刑の一般原則

- (1) 行為者の責任は、刑の量定の基礎である。刑が、社会における行為者の将来の生活に与えると期待しうる効果を考慮するものとする。
- (2) 刑の量定に当たり、裁判所は、行為者にとって有利な事情および不利な事情を相互に比較衡量する。その際に、特に
行為者の動機及び目的、特に人種差別的、他者敵対的、あるいはそのほかの人間を軽視するようなもの、
行為にあらわれた心情および行為の際に向けられた意思、
義務違反の程度、
行為の遂行態様および有責な行為結果、
行為者の前歴、人的関係および経済状態、ならびに
犯行後の行為者の態度、特に、損害を回復するための努力、および、
被害者との和解を達成するための行為者の努力
を考慮する。
- (3) すでに法定構成要件の要素となっている事情を考慮してはならない。

(5) 2014年のドイツ弁護士会の刑法委員会による立場

ドイツ弁護士会の刑法委員会 (der Ausschuss Strafrecht des Deutschen Anwaltsvereins) は、NSU による一連の殺人事件についての捜査の不備からの帰結と、連邦議会の NSU 検討委員会による提言を考慮に入れた連邦法務省の意図を歓迎した⁷³。

他方で、依然として、対策にさらなる努力と長期の戦略が必要な、人種差別的に動機づけられた権利侵害の領域において、重大な弊害と挑戦が存在するといわれた⁷⁴。刑法は、この関係では、「最終手段 (Ultima Ratio)」

⁷³ Stellungnahme, 5.

⁷⁴ Stellungnahme, 5.

として使用されなければならない、というのである⁷⁵。

いわゆる憎悪犯罪対策のために、量刑法上、計画された改正の点では、委員会はドイツ連邦弁護士連合会 (Bundesrechtsanwaltskammer) によって2013年の11月に示された考えを共有した⁷⁶。

つまり、行為者の人間を軽視する動機は、すでに今日、現行法によって、厳罰化方向に把握されているとした⁷⁷。加えて、刑法の各則に示された規定に関係なく、人種差別的、他者敵対的な動機は、量刑の範囲内、すなわち、量刑の基盤として各事案で前提とされる責任の決定に際して、また、最終的に、刑の高さに反映されているとした⁷⁸。この関連で、ドイツ刑法46条2項は、量刑に際して、裁判所が、行為者に有利に、そして不利に働く事情を相互に比較衡量し、すなわち、その際、「行為者の動機と目的、行為にあらわれた心情」、および行為の方向に向けられた意思を考慮する⁷⁹。したがって、判例は、他者敵対的、あるいは極右的な心情を、通例、刑を重くする事情として評価している——とくに、殺人罪の事案において、下劣な動機である謀殺メルクマールが認められた場合には刑が加重されている——⁸⁰。それゆえ、提案された改正は過剰であり、「最終手段」思想と象徴立法とは両立し得ないと主張された⁸¹。

有罪方向にだけ働く個別事情を強調し、それによって道徳化された（法的には問題のある）刑の量定が行われる危険性は、反対の理由の一つであった。つまり、そのようなことを避けるためにこれまでの法は、46条2

75 Stellungnahme, 5.

76 Stellungnahme, 8.

77 Stellungnahme, 8.

78 Stellungnahme, 8; mit Verweis auf *Stegbauer* 2008, S. 109; *Hörnle* 2002, 113; *Tolmein* 1999, 12 und Stellungnahme der Bundesregierung, BT-Dr. 16/10123, 11.

79 Stellungnahme, 8.

80 Stellungnahme, 8 f. mit Verweis auf *Seehafer* 2003.

81 Stellungnahme, 9.

項2文の量刑基準を中立的に構成していたからである⁸²。ただし、人種差別的で他者敵対的に動機づけられた犯罪は、依然として、1990年代初頭以来増加し、現在も相当数存在することを考慮すれば、対策が必要なことは疑いない。人種差別に動機づけられた権利侵害の領域において存在する、重大な被害と挑戦は、さらなる努力と長期の戦略を要求しているとされた⁸³。

NSU 委員会による右翼系のテロリズムが警察と司法によって認知されてこなかった、という批判に対しては、警察教育のカリキュラムにおいて、人種主義的に動機づけられた犯罪とその実務上の評価を知るための教育を義務づけることが提案された⁸⁴。このこととの関係で、多くの右翼的な暴力によって命を奪われた者、1990年以来、右翼的な暴力の被害者として位置づけてこなかった判決の分析も必要であるとした⁸⁵。そのため、警察による、政治的に動機づけられた犯罪（PMK）の公示システムや、政治的に動機づけられた犯罪の刑事政策的な情報提供（KPMD-PMK）の審査が優先されなければならないとされた⁸⁶。

さらに、刑事手続と過料手続に関するガイドライン（RiStBV）をめぐる諸改正は、あらゆる点で開かれた捜査のためのものだという。なぜなら、ガイドライン15条が、捜査機関に、行為の法的効果の決定にとって重要な事情を開示することを義務づけているからである⁸⁷。そこには、ドイツ刑法46条の構成要件メルクマールも属しているために、NSU 検討委員会によって提唱された例示にしたがって、人種差別的な背景が想起される事案について特別な考慮を指示することに反対しないとされた⁸⁸。

82 Stellungnahme, 9.

83 Stellungnahme, 9.

84 Stellungnahme, 9.

85 Stellungnahme, 9.

86 Stellungnahme, 9.

87 Stellungnahme, S. 9.

88 Stellungnahme, 9.

(6) 連邦反差別局の法律意見書

連邦反差別局も、2015年に、憎悪犯罪の現象に取り組み、憎悪犯罪の場合の効果的な刑事訴追の可能性について法律意見書を提出した⁸⁹。その意見書は、刑法と刑事訴訟法上、特に、刑法46条という、憎悪犯罪の訴追にとって十分な制度が存在していることを理由として、結果的に立法者に行動要請を行わなかった⁹⁰。さらに、この関連で、反差別法が、社会で作用させ、他者への理解と寛容を求めるために用いられるよう求めた⁹¹。そして、憎悪犯罪の効果的な刑事訴追は、主に運用のレベルで妨げられているために、憎悪犯罪の刑事訴追の改善は、下位法のレベルで優先的に達成されうろという問題が存在する⁹²。結果的に、この意見書は、以下のような行動を促す提案を行った⁹³。

- 検察に対して強い推奨を伴う行政規定の公布。すなわち、憎悪犯罪が存在する事案では、特に、実体法にしたがって、たとえば、刑法230条にしたがって、通例、刑事訴訟法153条による手続の打ち切りの妨げとなる、刑事訴追の公的な利益が肯定されるべきである。
- 目的とするデータ収集と、警察と検察の間の関連証拠の調整の簡略化のメカニズムの創設。
- 警察の国家保安局における「憎悪犯罪担当者」の設置と、政治的に動機付けられた犯罪への憎悪犯罪の管轄の拡大。
- 政治的に動機付けられた犯罪（PMK）と刑事警察における政治的に動機付けられた犯罪の登録局（KPMD-PMK）の行政規定を、憎悪犯罪と

89 Rechtsgutachten, S. 42.

90 Rechtsgutachten, S. 42.

91 Rechtsgutachten, S. 42.

92 Rechtsgutachten, S. 42.

93 Rechtsgutachten, S. 43.

いう独自のカテゴリーへの拡大する。この措置は、特に、犯罪を最初に認知する警察職員がこの種の犯罪に敏感になることを目的とする。

- 警察と司法における養成 (Ausbildung) や内部教育 (Fortbildung) における、憎悪犯罪のテーマの取り入れの強化。
- 相談者の独立の下での信頼形成と、犯罪予防的な相談のためにそのコミュニケーション網を使用しうるネットワークとの協力のために、官庁と市民社会との協力の強化。
- 人種差別、他者敵対性、反ユダヤ主義の対策のために、ドイツ連邦共和国の国家行動計画に、憎悪犯罪という特別テーマを追加する。
- ドイツ連邦協和国ないでの憎悪犯罪についての毎年の国家報告の作成の義務創設。

(7) 過激な暴行対策のための司法トップ会談 (Justizgipfel)

2016年3月17日、連邦法務大臣マースの招集によって、政治的に動機づけられた暴力行為に対する措置について話し合うため、各州の司法大臣が集まった⁹⁴。トップ会談において、過激な犯罪のより一貫した、そして、より調整された訴追に向けてまとまった。各州の司法大臣は、この関係で、各州と連邦検事総長との間の徹底された情報交換、または、憎悪犯罪の統計的なより良い把握を前面に押し出した、様々な手段を告知した。さらに、各州の検察庁によって、政治的に動機づけられた暴力に対して目的志向的に行動する、新たな特別部門が創設されるべきだとした。最終的なまとめの中で、以下の諸点において合意された⁹⁵。

94 http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Artikel/DE/2016/03172016_Justizgipfel.html.

95 http://www.bmjbv.de/SharedDocs/Downloads/DE/Artikel/03172016_Abschlusserkla%C3%A4rung_Justizgipfel.pdf?__blob=publicationFile&v=1.

— 政治的に動機づけられた犯罪は、そのようなものとして認識され、訴追されなければならない。連邦諸州は、この目的のために、刑事局によって、政治的に動機づけられた犯罪に対する闘いのための特別部署が創設されたという十分な経験を有している。そのような専門化された検察官は、将来においても、適切な行為を効果的に解明することにより強く貢献することができる。

— 要求されるべきは、各州間相互の、そして、連邦検事総長との情報交換であり、それによって過激な、そしてテロリストのネットワークが早期に認識されうる。管轄官庁によって発展させられた、政治的に動機づけられた暴行の早期の認知や、それと結びついた、警察機関、検察庁、連邦憲法保護庁による、行為モデルと行為の定期的な交換は、歓迎されるものである。

— 急進的な行為は、たいてい、社会的なネットワークや、そこで行われる表現犯罪や暴力行為を出発点とする、長期にわたる急進化の結果である。インターネットにおける憎悪犯罪の有効な訴追のために、連邦司法省は、たとえば、ネットにおける憎悪犯罪に注意を喚起させるような広告を出すような形で、簡単にわかりやすく説明したオンラインの情報を自由に使わせるようにする。さらに、検察庁は、告発をすぐに審査し、これに関する条件が適切であれば起訴する。インターネットにおける憎悪犯罪に対する有効な訴追は、ドイツ国境を超えて影響する憎悪プロパガンダに適切に対応することを可能にする法案を前提としているので、ドイツ刑法86条および86条 a（憲法違反の組織のプロパガンダの流布、憲法違反の組織の象徴物の使用）の特定の外国の事態への適用が容易になるようにすべきである。

— 法治国家が過激派やテロに迅速かつ効果的に対抗しうるために、連邦、そして各州における司法の適切な人的配置の点検が不可欠である。現在の人材の使用状況と、追加で人材が必要となるかどうかの調査も必要となる。

— 歓迎されるべきは、ベルリン州が、憎悪犯罪の統計的な把握を行うた

めに、州をまたいだワーキンググループを主催したことである。憎悪犯罪の領域において、どのような次元と展開傾向があるのかということを明らかにすることと、共通でより効果的に憎悪犯罪を扱うために、このワーキンググループが支持されることが望まれる。

— 難民施設への放火が重大な犯罪であり、その解明が最上位の優先事項であるので、行為者の捜査や確保のための情報提供には、より強い懸賞広告が支持されるべきである。

— 急進的な犯罪の有効な対策のために、科される自由刑の徹底した執行がなされるべきである。そのために、そのような自由刑が確定後遅滞なく執行されることを開始する。

— 極右主義に対抗するためには、包括的な予防と離脱の活動が有効かつ持続的な手段である。すでに多様に存在するプログラムが、それゆえに、拡充され、その財政支援が持続的に保障されなければならない。

— 司法は、他者敵対的で、憎悪に動機づけられた犯罪のかなりの増大に適切に反応しうるように、支持を必要とする。連邦諸州は、外部からのプロジェクト参加者の援助によって、そして、連邦諸州との緊密な協力によって特別な教育モジュールを発展させようとする連邦司法省の努力を歓迎する。

6 展 望

アンドレ・グリュックスマン (André Glucksmann) という哲学者は2005年に以下のように述べた。「憎悪は、事実の認識なく訴える。憎悪は、理解しようと思うことなく、判断する。憎悪は、恣意的に非難する。憎悪は何に対しても敬意を払うことなく、普遍的な陰謀の客体として見る。最後に、ルサンチマンによって満たされ、すべての論拠に対して抵抗し、憎悪はかみつくことによって、自分勝手に横柄に結論づける。我は憎む。故

に、我在り⁹⁶。』

啓蒙された人々にとっては、このような憎悪をもつ人を理解できない。なぜなら、我々はこのような行動の衝動をもったとしても、憎悪をもつ人のように、狭い世界像の中にとどまったり、偏見をもって判断するようなことがないからである⁹⁷。

サルトルによれば、「理性的な人は、苦しみの中で探究する。彼は、彼の帰結は推定的なものに過ぎず、ほかの考察によって疑いの余地が生じることもわかっている。彼は、どこに行くのか詳細にはわかっていない。彼は自分が優柔不断な人たりうることを正直に受け入れる⁹⁸。』

ドイツの立法者と、上述の問題に管轄を有する司法職員が、サルトルの言うような探求を行い、そこで生じる苦しみに耐え抜くことが望まれる。

これに関して、ほぼもっぱら政治的に右翼的に動機づけられた犯罪に対して、立法者に許されたすべての手段で対策を講じる義務と権利を、ドイツ国家は常に有している。たしかに、少なくとも法治国家的に憂慮すべき事態、すなわち、いわゆる国家社会主義的な地下組織によってなされる犯罪と、それによってもたらされるヘイトクライム問題に関する議論において、そのような事態が「いきおい」をもつことであろう。しかし、これまで述べてきたような提案と運動は、おそらく、この間に伝染病のように広がった憎悪と、過剰な処罰化に対する闘争のはじまりでもありうるといえる。

96 *Giese*, Die neuen Rechten – Keine Nazis und trotzdem brandgefährlich, Aus Politik und Zeitgeschichte 40/2015, S. 22 (24) mit Verweis auf André Glucksmann, Hass – Die Rückkehr einer elementaren Gewalt (2005), S. 10.

97 *Giese*, Die neuen Rechten – Keine Nazis und trotzdem brandgefährlich, Aus Politik und Zeitgeschichte 40/2015, 22 (24).

98 *Giese*, Die neuen Rechten – Keine Nazis und trotzdem brandgefährlich, Aus Politik und Zeitgeschichte 40/2015, 22 (24) mit Verweis auf Jean-Paul Sartre, Überlegungen zur Judenfrage, (1994/1944), 15.